

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の予定の公表について

令和 3 年度生活改善センター屋内清掃委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 25 日

室 戸 市 長 植 田 壯 一 郎

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	① 令和 3 年度生活改善センター屋内清掃委託業務 (別紙 仕様書参照)
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 38 条に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市浮津 2 5 番地 1 室戸市役所 産業振興課 令和 3 年 3 月 3 1 日 午前 1 0 時必着
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津 2 5 番地 1 室戸市役所 産業振興課 Tel0887-22-5119